

# 幼児教育・保育の無償化 預かり保育（幼稚園・認定こども園）

幼稚園・認定こども園（1号認定）の在籍園児で、申請により保育の必要性の認定を受けた場合、以下のとおり預かり保育の料金が無償となります。

対象	上限額
3歳児クラス～5歳児クラス	利用日数×450円 月額11,300円まで無償化
満3歳児クラス（住民税非課税世帯） ※満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間	利用日数×450円 月額16,300円まで無償化

## （1）認定申請

預かり保育を利用するための、「施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）」を受けるためには以下の書類に記入の上、申請が必要となります。在籍している幼稚園、認定こども園を通じて、恵庭市へ提出してください。

### 【提出書類】

- **認定申請書**：「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- **添付書類**：「就労証明書」等 ⇒「保育の必要性」を証明する書類（下図参照）

### 【「保育の必要性」を証明する書類】

保育を必要とする事由	必要な書類
1 就労 就労（自営業、事業主、内職）	就労証明書（月48時間以上）※ 就労証明書※ + 営業許可証や開業届出書等（写）
2 妊娠・出産（出産前8週、後8週）	母子健康手帳等（写） 出産予定日・出生日記載ページを含む
保護者の疾病・負傷	(診断)意見書※ + 理由書※
3 保護者の障害 障害による手帳等の交付を受けている	障がい者手帳や療育手帳等（写）
障害による手帳等の交付を受けていない	診断書または意見書※ + 理由書※
4 介護、看護	理由書※ + 診断書または障がい者手帳や介護保険証（写）
5 災害復旧	罹災証明書
6 求職活動 求職活動（起業準備）	求職活動申出書※ 理由書※等
7 就学	在学証明書や受講証明書等 + 時間割表（写）
8 その他（育休含む）	理由書※等 （育休の場合は育児休業期間が明記されている就労証明書）

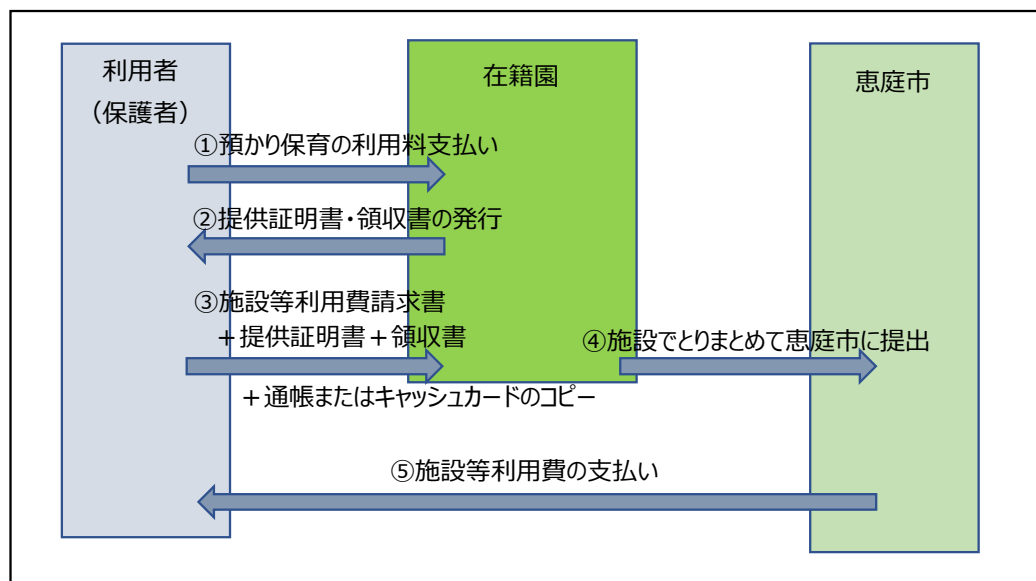
※は恵庭市指定様式

- 就労証明書は勤務先に提出し記入し証明いただくものです。申込者ご本人が記入するものではありません。
- 就労証明書は、認定希望開始日から3か月以内の証明日のものが有効です。

## (2) 利用料の給付請求について

### 【利用料の請求と給付の流れ】

- ①利用者から在籍園に対して利用料の支払い
- ②在籍園から「提供証明書」、「領収書」を受け取る
- ③「施設等利用費請求書」、「提供証明書」、「領収書」を在籍園へ提出  
※1回目の請求時には通帳またはキャッシュカードの写しの添付も必要となります。
- ④在籍園でとりまとめて、恵庭市（幼児保育課）へ提出
- ⑤恵庭市（幼児保育課）で請求書等を確認し、利用者の指定口座へ振り込み  
※四半期毎の請求となり、請求日程については、恵庭市のHPにて随時更新を行います。



※恵庭市外の園を利用している場合は、直接恵庭市へ請求書を提出いただくことも可能です。

### 【提出書類】

・下記書類をホッチキスで留めて提出してください。

(上から、請求書、提供証明書、領収書、提供証明書・・・通帳等の写しの順)

※提供証明書、領収書は古い順に上から添付

#### ■ 請求書

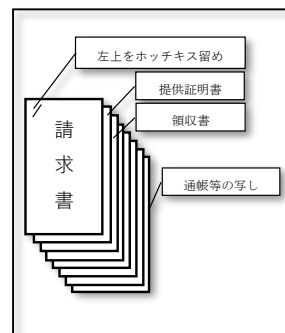
#### ■ 提供証明書 (原本のみ)

#### ■ 領収書 (写し可)

#### ■ 通帳またはキャッシュカードの写し (1回目の請求時のみ)

(通帳は見開き、キャッシュカードは表面の写し)

- ゆうちょ銀行 : 銀行名、口座名義人、口座番号、通帳記号
- ゆうちょ銀行以外 : 銀行名、口座義名人、口座番号、支店名または支店番号  
がそれぞれわかるような写しの提出をお願いいたします。



問合せ先：恵庭市子ども未来部幼児保育課

TEL:0123-33-3131 (内線1233・1251)

恵庭市公式ホームページ:<https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>